

太田市下水道事業等の現況のお知らせ
に対する『市民の声』

1. 太田市下水道事業等の現況の実態周知

概要：令和3年10月・11月の水道検針の際に、
太田市内全世帯を対象に
(次ページ) お知らせ文を配布した。

目的：太田市の下水道事業等の現況を
市民の皆様を知っていただくため

2. お知らせ文に対する『市民の声』

概要：お知らせ文に対する市民の方々の
様々なご意見・ご要望等を
電話・メール等でいただいております、
それら『市民の声』の集約結果をまとめた。

目的：太田市下水道事業審議会における
寄せられた『市民の声』を基に
審議する上で考慮していただくため。

◆市民の皆様へ

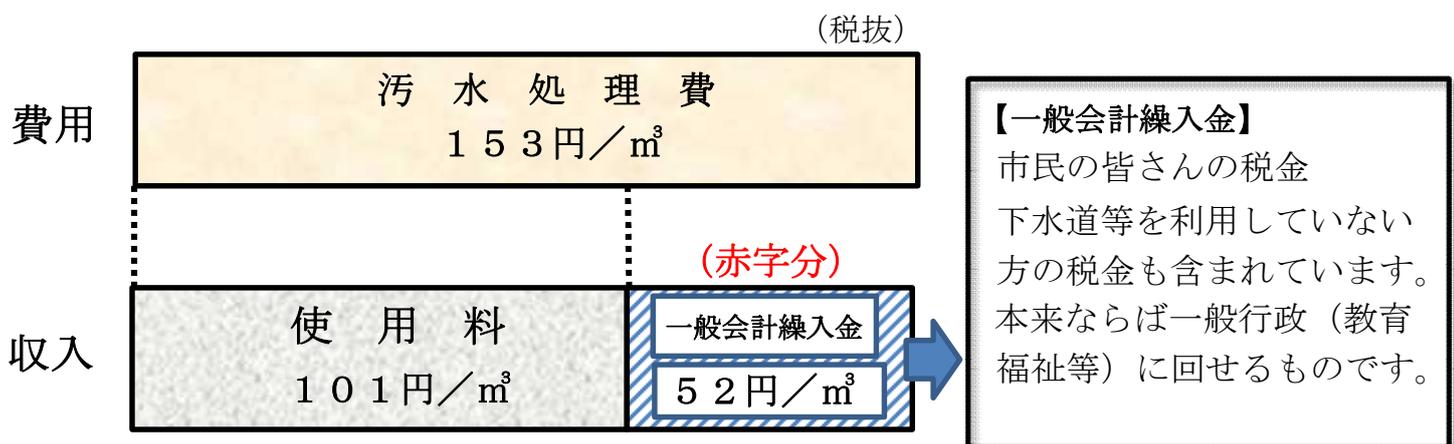
太田市の下水道事業等の現況をお知らせします

【下水道事業費の実態】

太田市では、家庭や事業所から流れ出た汚水を適切に処理して、きれいな水にしてから川や海に戻すことを目的として、下水道や処理場の整備等の下水道事業を運営しています。

そのための費用（汚水処理費）は、下水道を使用されている方々からの使用料でまかなう独立採算による運営が求められております。

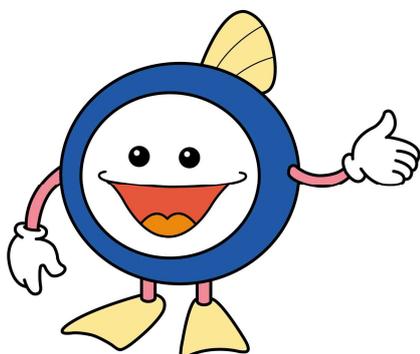
現在、太田市の場合、1 m³あたりの汚水をきれいな水にするためにかかる費用（汚水処理費）は153円になります。それに対し、下水道を使用している方からの負担金（使用料）は101円を頂いておりますので、残りの52円（赤字分）は一般会計からの繰入金（市民の皆さんの税金）で補っております。



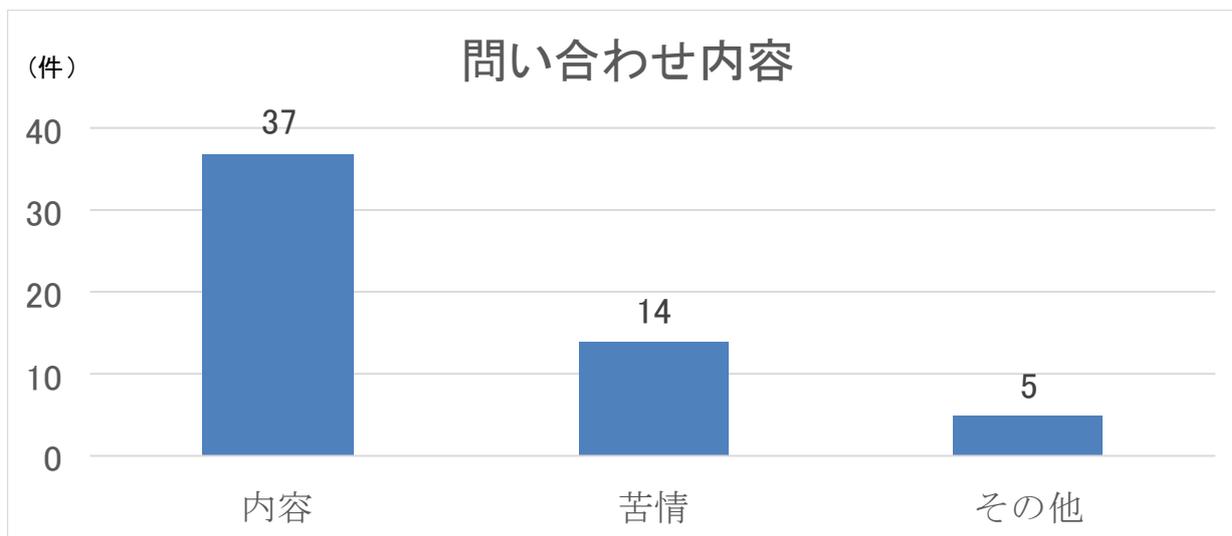
【下水道を使用されている皆様へのお願い】

上記のとおり、52円（赤字分）は、下水道区域外の方々の税金も含まれているため、税の公平性を欠くことになり、一般会計の財政状況を圧迫する要因ともなっているため、今後使用料を見直す必要があります。

下水道使用者の皆様には、ご負担をおかけ致しますが、より一層の経営努力に努めてまいりますので、下水道使用料改定の必要性について、ご理解とご協力をお願い致します。



問い合わせ 太田市役所
都市政策部下水道課
TEL0276-47-1949



お知らせ文に対する『市民の声』
 (電話の問い合わせ 合計 56 件)

そのうち

内容について 37 件、苦情・反対意見等 14 件、その他意見 5 件

○内容	件数	代表意見
内容確認	13	・ 詳しい内容を教えてほしい
関係	13	・ 下水道を使用していないが関係ある話か (浄化槽・汲み取りを使用している方)
時期	7	・ 下水道使用料金はいつ頃上がる予定か
質問	4	・ 全世帯の何%が下水道を使用しているか ・ 一般会計繰入金とはなにか
Σ	37	

○苦情	件数	代表意見
背景・計画	5	・ どういった下水道計画を基に運営しているのか ・ どのような背景があって、料金改定の流れとなっているか 経緯を教えてほしい
意見	5	・ 料金改定をする前に、経営努力をしてほしい (いきなり料金が上がっても困る) ・ 一般会計から繰入をしても問題ないのでは
詳細	2	・ お知らせ文だけだと、どういった対策をとっているか分からない ・ お知らせ文に QR コード等により、 詳細の情報を発信したほうがよいのでは
苦情等	2	・ 自身は下水道をつないでいるが、周りの家がつないでいない ・ 庭に散水している分の料金は、 下水道を使っていないのだから差し引いてほしい
Σ	14	

●太田市下水道事業等の現況のお知らせに関する問い合わせ（電話）

NO.	日付	氏名	性別	住所（地区）	下水道使用 ○ or ×	問い合わせ内容
1	10/1	匿名	男	龍舞町	○	要約すると、自分は下水道につないでいるが、周りの家がつないでいない。 特にアパート。浄化槽が臭い。
2	10/1	匿名	男	不明	×	浄化槽を使っている人間には、関係ない話なのか確認。
3	10/4	匿名	男	不明	×	市街化区域だが、下水道計画区域にはっていない（大泉との境） 昔から都市計画税を払っているが、別の調整区域が下水が繋がっている事も不満
4	10/4	匿名	男	東今泉町	×	下水道使用していないのになぜ通知が来たのか。 水道の使用料が上がるのか？
5	10/4	匿名	女	不明	○	（高齢女性）なんのお知らせだか分からなかったので、内容を教えてほしい。 ⇒下水道事業現況（赤字）を伝えて、内容を把握してもらった。
6	10/4	匿名	男	不明	○	直接来庁。下水道使用料はいつ頃上がる予定なのかを聞きに来た ⇒審議会を今年度立ち上げ審議して決めると伝えた。
7	10/4	匿名	男	不明	不明	お金はどこから引かれているのか。 ⇒水道料金表の明細に含まれている。
8	10/4	匿名	女	不明	不明	お金はどこで払えばいいか？ ⇒水道料金と合算で請求します
9	10/4	匿名	男	新田市野井町	○	5年前から使用料はあがっていますか？
10	10/5	■■ 様	男	新田木崎町	○	全世帯の何%が下水道を利用しているのか？

●太田市下水道事業等の現況のお知らせに関する問い合わせ（電話）

NO.	日付	氏名	性別	住所（地区）	下水道使用 ○ or ×	問い合わせ内容
11	10/5	■■■ 様	女	新田村田町	○	水道料金が上がった。⇒水道へと回した。
12	10/5	匿名	男	不明	不明	値上げが決まったら連絡するか。⇒広報します。
13	10/5	匿名	男	不明	○	内容の確認
14	10/5	■■■ 様	女	不明	不明	値上げはもう決定でしょうか。⇒これから審議
15	10/5	匿名	男	東矢島町	×	直接来庁。現在浄化槽を使っているが、下水道に繋がなければ、使用料はかからないのか、という問い合わせ
16	10/5	匿名	女	不明（団地下水）	○	一般会計繰入金の内容について（相手が、一般会計繰入金を下水道を使用していない人の税金と認識しており、その割合は何%？との問い） ⇒一般会計繰入金がどのようなものか説明。
17	10/5	匿名	女	不明	不明	料金改定に至った経緯を教えてください
18	10/5	匿名	女	不明	○	平等に？何と？
19	10/5	匿名	男	不明	不明	内容の確認
20	10/5	匿名	女	不明	不明	内容の確認

●太田市下水道事業等の現況のお知らせに関する問い合わせ（電話）

NO.	日付	氏名	性別	住所（地区）	下水道使用 ○ or ×	問い合わせ内容
21	10/6	匿名	女	不明	不明	内容の確認
22	10/6	匿名	男	不明	×	内容の確認
23	10/6	匿名	女	藪塚町	×	内容の確認
24	10/7	匿名	男	飯田町	○	独立採算制の原則で賄うべきと言っているが、一般会計繰入金流用の話なんてありふれた話ではないか。（都市ガスとプロパン等）コロナ禍で増えた国の借金を他の事業費で賄おうとしているのではないか。⇒下水道計画見直し・審議会にて検討の段階と伝えた
25	10/7	匿名	男	不明	不明	料金はこれで決定ですか？という問い合わせ
26	10/11	匿名	女	不明	不明	汲み取りですが関係ありますか？
27	10/11	■■ 様	女	東金井町	×	浄化槽ですが関係ありますか？
28	10/12	匿名	男	不明	×	汲み取りですが関係ありますか？
29	10/12	■■ 様	男	不明	○	下水道を使っている人が悪いみたいな印象を受ける通知だ！（怒り心頭） 庭に撒いている分の水は下水道に流さないのだから、差し引け！
30	10/14	匿名	男	不明	×	浄化槽ですが関係ありますか？ ※下水道と浄化槽の理解が出来ず長電話 今度伺うかも。

●太田市下水道事業等の現況のお知らせに関する問い合わせ（電話）

NO.	日付	氏名	性別	住所（地区）	下水道使用 ○ or ×	問い合わせ内容
31	10/14	匿名	女	不明	×	浄化槽ですが関係ありますか？
32	10/22	匿名	男	不明	不明	いつから値上げしますか？
33	11/1	■■■ 様	男	不明	不明	通知文の内容が、汚水処理費153円/㎡と出されてもどのような根拠で算出されたか分からない。QRコード等で詳しい説明先HPへリンクで飛ばす等やりようがあるのでは。
34	11/1	匿名	男	福沢町	×	ポストに投函されていたが、どういう理由で入っていたか。 下水道はつないでいないが、税金を払っている事に不公平感がある。
35	11/2	匿名	男	不明	不明	内容がよく分からないので説明してほしい。
36	11/2	■■■ 様	男	不明	○	料金を上げるなら経営努力をしてくれ。（経営戦略を示してから） 議題にあげてほしい。
37	11/2	匿名	男	不明	×	内容の確認
38	11/2	匿名	女	不明	×	内容がよく分からない
39	11/2	匿名	男	不明	○	企業も使っているのではないか。 個人と企業の割合を載せてほしい。
40	11/2	匿名	男	不明	×	浄化槽を使っているが、下水料金は払っているのか？

●太田市下水道事業等の現況のお知らせに関する問い合わせ（電話）

NO.	日付	氏名	性別	住所（地区）	下水道使用 ○ or ×	問い合わせ内容
41	11/4	匿名	男	下浜田町	×	下水道を使っていない人は関係ありますか。
42	11/4	匿名	男	不明	×	浄化槽は関係ありますか。
43	11/4	匿名	男	藪塚町	×	一般会計から投入しても別に良いのではないか。
44	11/4	匿名	男	新井町	○	（直接来庁）下水道使用料が直ぐに上がるのか？153円/㎡まで上がるのか？
45	11/4	■■■ 様	男	不明	×	使用料101円/㎡に対して、いつから污水处理費が赤字になっているのか？料金改定をしたとしても、今後污水处理費が増えるかもしれないし、際限なくなってしまうのでは？ ⇒（整備計画の見直しを図る）浄化槽に対して、もう少し補助があってもいいのでは？
46	11/5	匿名	男	城西町	○	使用料が上がる事は、受益者負担の観点からやぶさかではないが、費用対策をしてからでないと納得はできない。また、通知にはそういった対策が何も書かれていないから、書いた方がいいのではないか。
47	11/5	■■■ 様	男	不明	○	通知文でいきなり上がるかもと言われても納得できない。こういった背景があって、致し方なく上げざるを得ないのが通知文だけだと分からない。こちらは、下水道に協力して料金を払っている。下水道を使っていない人の税金を使っているというのも変な話で、下水道をつないでいない人の怠慢では。下水道接続をもっと推進すべきでは。次回の通知があれば意見を反映してほしい。
48	11/5	匿名	男	不明	不明	内容がよく分からないので説明してほしい。
49	11/5	■■■ 様	女	新田瑞木町	不明	太田は水がまずい。水道課に伝えてほしい。
50	11/5	匿名	男	不明	×	下水道を使っていない人には関係あるか。

●太田市下水道事業等の現況のお知らせに関する問い合わせ（電話）

NO.	日付	氏名	性別	住所（地区）	下水道使用 ○ or ×	問い合わせ内容
51	11/5	匿名	男	不明	○	いきなり料金が上がると困る
52	11/6	匿名	男	不明	不明	内容の確認
53	11/6	匿名	女	不明	不明	内容の確認
54	11/7	匿名	男	不明	不明	一般家庭のケースでいうと具体的にどれくらい値段が上がるのかモデルケースでいいから教えてほしい。
55	11/10	匿名	女	不明	○	いつから値上がりしますか。
56	11/24	■■■ 様	男	世良田町	○	数年前に浄化槽から下水道へ切替得を行い、自己負担（受益者負担金）を20～30万円払って接続したばかりで急に値上げの話をされても納得できない。下水道計画と使用料改定の検討に至る推移に対する詳細な説明と、必要に応じて意見を述べる場を用意してほしい。
57						
58						
59						
60						

●太田市下水道事業等の現況のお知らせに関する問い合わせ

(メール)

問合せ①

本日、自宅のポストにそのような書面が投函されておりました。これについてですが赤字分を一般会計繰越金に補っている。これは、市民の皆さんの税金ということで下水道を使用していない方の税金も含むとあります。しかしながらこのご時世で下水道を利用していない方などいるのでしょうか？生活排水は、もちろんのことながらスーパーなどでトイレを利用しても下水にながれますよね？このことからこの書き方は、少し偏見のあるものでないのかとおもいます。逆に市内を走るおうかがいバスなども税金から捻出されていないですか？これもほとんどの方は、つかってないですよね？ならそのバスも料金改定があってもおかしくないと思いますが。必要ならもちろん料金改定をするべきだと思いますが他にも煮詰めるところがあるのでないでしょうか？若い方からお年寄りまで住みやすい市であって欲しいです。大変なお仕事だと思いますがより良い環境を作るためにもご尽力頂きますようよろしくお願いいたします。

回答①

太田市下水道事業につきましては、日頃よりご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。この度は貴重なご意見ありがとうございます。お客様のご意見に対し、以下の通り回答させていただきます。

お知らせ文には記載していなかった「下水道の利用状況について」ですが、本市では下水道の普及率が約6割となっております。では、残りの4割（下水道が整備されていない区域の方々）はどのように対応しているかといいますと、お客様の自費負担・自費管理にて、敷地内に「浄化槽」を設置していただき、汚水や雑排水をきれいな水に浄化していただき、側溝や浸透枳等に排水していただいていることとなります。※浄化槽は、ご自身で保守管理を行っており、下水道に接続していないため、下水道料金はかかりません。

今回お知らせさせていただいた下水道事業というのは、地方財政法第6条に規定されている公営企業に該当され、独立採算制の原則（その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続すべき原則）が適用されるべきとなっております。というのも、「雨水公費・汚水私費の原則」と「受益者負担の原則」というものがあり、雨水処理に要する経費は「一般会計（公費）」、汚水処理に要する経費は、「使用料（私費）」で賄われるべきという考え方となります。その理由は、雨水は、汚水と異なり自然現象によるものであり、雨水の処理によって市街地の浸水防止等の保全が果たされ、その受益が広く一般市民に及ぶことから公費負担とするものであり、それに対し汚水は、受益者負担（原因者負担）の原則として、下水道等の利用は市民全員がその受益を得る訳ではなく、下水の利用者が生活環境の改善等の利益を受けること及び水質汚濁の原因者であることから、汚水の処理は、私費（使用料）で負担するという考え方となります。また、現在下水道事業を開始してから、約50年が経過しており、施設や整備の老朽化に伴う更新が必要となっております。

現在の汚水処理費（153円/㎡）も今後増大していくことが想定されております。上記で述べております通り、本市の下水道普及率は約6割であり、下水道利用者を増やす為に、新規に下水道の整備を行うにしても整備に莫大な費用がかかることとなり、結果的に下水道使用料に反映せざるを得ないことになってしまうため、現在は費用対効果を鑑みながら、新規の下水道整備を推進しております。

お客様のおっしゃるとおり、本市の様々な事業に関しては、費用対効果を鑑み、今後見直しを図る必要があると把握しております。そちらに関しては、本市役所全体で協議し改善していこうと考えております。しかし、下水道事業は、独立採算制の原則に則り事業運営をしていく必要がある事をご承知いただき、今後の使用料改正にはご理解・ご協力いただければと思います。

●太田市下水道事業等の現況のお知らせに関する問い合わせ

(メール)

問合せ②

下水道使用料改定の必要性のお知らせは、論点が違うのではないのでしょうか？
そもそも処理費と使用料が乖離してしまった下水道事業計画の中の原因を説明してください。

回答②

太田市下水道事業につきましては、日頃よりご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。
この度は貴重なご意見ありがとうございます。お客様のご意見に対し、以下の通り回答させていただきます。

○前提として

下水道事業では、『その経費は経営に伴う収入をもって充てなければならないもの（独立採算の原則）』とされており、
汚水処理経費については一部を除き使用料で回収することとされています。

①処理費と使用料の乖離

本市の現在の使用料（101円/㎡）は、11年前の平成22年に改定しております。
総務省は、下水道使用料の適正単価を『150円/㎡』としておりますが、
これまで本市では、平成27年と令和1年に改定を検討してはりましたが、いずれも下水道使用者の負担を軽減するため見送っております。
いずれも見送ってはりましたが、本来、前述の独立採算の原則を適用すべきということと
古くなった下水道設備の老朽化に伴う更新費増加による汚水処理費増によって、ますます一般会計繰入金が増加し、
より一層税の公平性を欠くという現況が望ましくないとの観点から、使用料改定の必要性があると判断しております。

②下水道事業計画について

本市の下水道事業は、昭和47年より開始し、約50年が経過しております。
事業開始当初は、建設に多額の工事費用が必要であることから、その財源を起債（国からの借金（税金））で事業を進めて参りました。
本市の現在の下水道等普及率は約6割であり、残り4割（下水道未整備区域の方々）は、浄化槽・汲み取り等となります。
事業開始当初の長期的な下水道計画の見通しが甘く、下水道使用料のみで経費回収が出来ていないという点に関しては、
下水道課として重く受け止めなければならない点となります。
しかし、多くの皆様に下水道を利用して頂く為に、新たに下水道の整備を行うにしても莫大な費用がかかることとなり、
結果的に下水道使用料に反映せざるを得ないことになってしまうため、現在は費用対効果を鑑みながら、新規の下水道整備を推進しております。

○今後について

人件費・建設費・更新事業費削減、包括委託による効率化、国庫補助金等の活用等の様々な費用削減に取り組んでいるところではありますが、
それにも限界が生じつつあり、前述のとおり、現在の汚水処理費（153円/㎡）は今後増大していくことが想定されます。
今年度より、学識経験者や区長会・農工業代表者等の各方面の様々な有識者で構成された太田市下水道事業審議会を立ち上げ、
下水道料金の適正単価、下水道計画の見直し等について協議を進める予定であります。
今すぐに下水道使用料を上げると言う話ではありませんが、本市の下水道事業の現況を市民の皆様知って頂き、
段階的に下水道使用料の改定を行う必要があることについて、ご理解とご協力をお願いできればと思います。

●太田市下水道事業等の現況のお知らせに関する問い合わせ

(メール)

問合せ③

太田市役所 下水道課御中

こんにちは。

表題の件、お知らせの紙を拝見しました。

実態や実情は分かりましたが、負担の公平性を問うなら、下水道だけではなく全部公平にする必要があるのではないですか？

実際、群馬県で行なっている go to eat は税金を払っているにも関わらず、ワクチンを打ってないとチケットを買えません。

関係のない所に税金を使われてる事は多いです、仕方のない事だと思います。

そもそも、下水道を使用しない方とはどういった方ですか？

税を公平にするのであれば全てにおいてそうしてください。

出来ないのであれば、下水道事業とか一部だけ公平にするのはやめてください。

よろしく願っています。

回答③

太田市下水道事業につきましては、日頃よりご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

この度は貴重なご意見ありがとうございます。お客様のお考えはもっともなことだと思います。

ただ、こちらは下水道課であるため、下水道事業のみの回答となってしまう大変申し訳ございませんがご理解ください。

お客様のご意見に対し、以下の通り回答させていただきます。

○前提として

市の財政として、『一般会計(税金)』と『公営企業会計(使用料)』の2種類があります。

一般会計は、市民全員が享受できる事業(教育、福祉等)について、市民の方の税金を基に運営しております。

公営企業会計は、一部の市民が受益を受ける事業(水道、下水道、交通等)について、その方々の使用料を基に運営しております。

下水道事業は、公営企業会計にあたり、『その経費は経営に伴う収入をもって充てなければならないもの(独立採算の原則)』とされており、

汚水処理経費については一部を除き使用料で回収することとされており、負担の公平性が望まれるものとなります。

○下水道を使用しない方について

本市の現在の下水道等普及率は約6割であり、残り4割(下水道未整備区域の方々)は、浄化槽・汲み取り等となります。

なお、浄化槽とは、お客様の自費負担・自費管理にて、敷地内に設置していただき、

汚水や雑排水をきれいな水に浄化していただき、側溝や浸透枡等に排水していただいております。

事業開始当初の長期的な下水道計画の見通しが甘く、下水道使用料のみで経費回収が出来ていないという点に関しては、

下水道課として重く受け止めなければならない点となります。

しかし、4割の未整備区域の皆様が下水道を利用して頂く為に、新たに下水道の整備を行うにしても莫大な費用がかかることとなり、

結果的に下水道使用料に反映せざるを得ないことになってしまうため、現在は費用対効果を鑑みながら、新規の下水道整備を推進しております。

○処理費と使用料の現況について

本市の現在の使用料(101円/㎡)は、11年前の平成22年に改定しております。

総務省は、下水道使用料の適正単価を『150円/㎡』としておりますが、

これまで本市では、平成27年と令和1年に改定を検討してはりましたが、いずれも下水道使用者の負担を軽減するため見送っております。

いずれも見送ってはりましたが、本来、前述の独立採算の原則を適用すべきということ

古くなった下水道設備の老朽化に伴う更新費増加による汚水処理費増によって、ますます一般会計繰入金が増加し、

より一層税の公平性を欠くという現況が望ましくないとの観点から、使用料改定の必要性があると判断しております。

○今後について

人件費・建設費・更新事業費削減、包括委託による効率化、国庫補助金等の活用等の様々な費用削減に取り組んでいるところではありますが、

それにも限界が生じつつあり、前述のとおり、現在の汚水処理費(153円/㎡)は今後増大していくことが想定されます。

今年度より、学識経験者や区長会・農工業代表者等の各方面の様々な有識者で構成された太田市下水道事業審議会を立ち上げ、

下水道料金の適正単価、下水道計画の見直し等について協議を進める予定でおります。

今すぐに下水道使用料を上げると言う話ではありませんが、本市の下水道事業の現況を市民の皆様にご知らせし、

段階的に下水道使用料の改定を行う必要があることについて、ご理解とご協力をお願いできればと思います。

●太田市下水道事業等の現況のお知らせに関する問い合わせ

(メール)

問合せ④

下水道料金の改定についてのチラシが配布されましたが、全体的には理解します。
しかし、負担の公平をいうのであれば、下水道の使用量を正確に料金に反映させるべきです。
我が家では庭へ散水するだけの水栓があります。これは下水道を使用するとはありません。
しかし下水道料金は使用した上水道の量によって徴収されます。全く下水道を利用していないにも拘わらず使用したもとして徴収されています。
そもそも下水道は東京青山同潤会アパートに最初の設置され、その当時の料金の考え方が現在に至っているのではないですか。
太田とは住居状況が違う、また、時代も違う。春から秋にかけては、ほぼ毎日、風呂で使う何倍もの量を散水し、使用していない下水道料金が徴収されています。
今般の下水道料金の直しの前に、まずは、違法な(使用していないにも拘わらず料金を徴収されている実態)状況を解消してください。
子メーターを使用者が設置するという変な負担はなしですよ。

回答④

太田市下水道事業につきましては、日頃よりご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。
この度は貴重なご意見ありがとうございました。お客様のご意見に対し、以下の通り回答させていただきます。

○前提として
市の財政として、『一般会計(税金)』と『公営企業会計(使用料)』の2種類があります。
一般会計は、市民全員が享受できる事業(教育、福祉等)について、市民の方の税金を基に運営しております。
公営企業会計は、一部の市民が受益を受ける事業(水道、下水道、交通等)について、その方々の使用料を基に運営しております。
下水道事業は、公営企業会計にあたり、『その経費は経営に伴う収入をもって充てなければならないもの(独立採算の原則)』とされており、
汚水処理経費については一部を除き使用料で回収することとされており、負担の公平性が望まれるものとなります。

○庭散水の下水道料金について
庭の散水や飲食店の飲料水等においても、お客様と同様の意見をいただいております、お客様のおっしゃることも理解できます。
しかし、使用される水は、水道水の使用水量と汚水排水量に若干の誤差が予測されますが、
①汚水排水量を正確に測定することが技術的に大変困難で現実的ではないこと
②使用水量と汚水排水量との誤差を明確にするための人的・物的諸設備等に多大な費用を招き、そのコストは結局下水道使用料に跳ね返ることになってしまうこと
③全世界が、下水道を使わない水栓を持っている訳ではないこと
等の様々な観点から、「使った水道水量を汚水排水量とみなして算定」する方法は、
「多少の誤差があったとしても、下水道使用料を安く抑えることができる合理的な方法」として、
ほぼすべての自治体で採用されているものとなり、裁判例においても認められており、適法な方法であると考えております。
そこで本市においても、下水道使用料は実際に下水道管に排出した汚水排水量を測定して算定するのではなく、
使用した水道水の水量を汚水排水量とみなして算定すると条例で定めております。
お客様がおっしゃるように、散水栓へ子メーターを設置していただければ、『汚水排水量 = 水道使用水量 - 散水栓の使用水量』とし、
下水道使用料を減額することができまして、本市でも、数件に対して同様の対応をしております。
ただし、設置にかかる費用(子メーター本体費・設置費・交換費等)は全額自費となるため、散水等の使用量が少ないと、
設置費用の回収に長期間を要することとなり、減額の効果が無い場合がございます。
お手数ですが、以上の理由からこのような対応を取っておりますことをご理解頂きますようお願い申し上げます。

○下水道事業の現況について
本市の下水道事業においては、地域特性、時代等様々な状況を鑑みながら事業を運営しております。
本市の現在の下水道普及率は約6割であり、残り4割(下水道等未整備区域の方々)は、浄化槽・汲み取り等となります。
なお、浄化槽とは、お客様の自費負担・自費管理にて、敷地内に設置していただき、
汚水や雑排水をきれいな水に浄化していただき、側溝や浸透枳等に排水していただいております。
事業開始当初の長期的な下水道計画の見通しが甘く、下水道使用料のみで経費回収が出来ていないという点に関しては、
下水道課として重く受け止めなければならない点となります。
しかし、4割の未整備区域の皆様が下水道を利用して頂く為に、新たに下水道の整備を行うにしても莫大な費用がかかることとなり、
結果的に下水道使用料に反映せざるを得ないことになってしまうため、現在は費用対効果を鑑みながら、新規の下水道整備を推進しております。

○処理費と使用料の現況について
本市の現在の使用料(101円/㎡)は、11年前の平成22年に改定しております。
総務省は、下水道使用料の適正単価を『150円/㎡』としておりますが、
これまで本市では、平成27年と令和1年に改定を検討してはありますが、いずれも下水道使用者の負担を軽減するため見送ってまいりました。
しかし、本来、前述の独立採算の原則を適用すべきということ
古くなった下水道設備の老朽化に伴う更新費増加による汚水処理費増によって、ますます一般会計繰入金が増加し、
より一層税の公平性を欠くという現況が望ましくないとの観点から、使用料改定の必要性があると判断しております。

○今後について
人件費・建設費・更新事業費削減、包括委託による効率化、国庫補助金等の活用等の様々な費用削減に取り組んでいるところではありますが、
それにも限界が生じつつあり、前述のとおり、現在の汚水処理費(153円/㎡)は今後増大していくことが想定されます。
今年度より、学識経験者や区長会・農工業代表者等の各方面の様々な有識者で構成された太田市下水道事業審議会を立ち上げ、
下水道料金の適正単価、下水道計画の見直し等について協議を進める予定でおります。今すぐに下水道使用料を上げると言う話ではありませんが、
本市の下水道事業の現況を市民の皆様知って頂き、段階的に下水道使用料の改定を行う必要があることについて、ご理解とご協力をお願いできればと思います。